## ◆事業比較表◆

▼ 事未比較衣	日中一時支援事業		
事業名	ホリデースクール事業	一般的な事業	- 放課後デイサービス事業 
目 的	長期休暇期間中家庭で閉	障がい児者を介護する者	就学中の障がいのある子
	じこもりがちとなる障が	の就労支援等を目的に、	どもに対し、放課後や長期
	い児童を通所させること	障がい児者に日中活動の	休暇時において、生活能力
	により、学校で培った正	場を提供し、一時的に見	向上のための訓練等を継
	しい生活習慣を維持させ	守り、社会に適応するた	続的に提供する。
	ながら創作活動や機能訓	めの日常的な訓練等を行	
	練等を通して自立を図	う。	
	り、また家族の負担軽減		
	を行う。	・レスパイト事業	
	・レスパイト事業	・余暇支援	・療育支援事業
根拠法令等	障害者総合支援法	障害者総合支援法	児童福祉法
	地域生活支援事業	地域生活支援事業	自立支援給付
対 象 者	(1)市内に住所を有する	(1) 障がい者手帳取得者	(1) 学校教育法第 1 条に
	障がい児(児童福祉	(2) 集団による支援が可	規定する学校(幼稚
	法(昭和22年法律第	能と判断された者	園・大学を除く)
	164 号) 第4条第2	(3) 特殊な疾病等による	(2) 小学校並びに中学校
	項に規定する「障害	障がいの程度が厚生	特別支援学級又は特
	児」をいう。)	労働大臣が定める程	別支援学校に在籍す
	(2)小学校並びに中学校	度である者	る児童
	特別支援学級又は特	(4) 医師又は専門機関等	(3) 高校に在籍する生徒
	別支援学校に在籍す	による診断書、意見	
	る児童	証等から支援が必要	
	(3) その他、市長が特に	と認められる発達障	
	必要と認める児童	害者・児	
		(5) 支援を必要と認める	
		障がい児	
		(6) 市長が特に必要と認	
		める者	
補助財源	地域生活支援事業補助金	地域生活支援事業補助金	障害児施設給付費等負担
			金
予算措置	委託料	扶助費および委託料	<b>  扶助費</b>
	国 1/2 以内 県 1/4	国 1/2 以内 県 1/4	国 1/2 県 1/4 市 1/4
	市 1/4	市 1/4	
Admin to the	令和4年度:無し		
利用者負担	500 円/回	所得に応じて決定し、上	所得に応じて決定し、上限
		限なし	あり
		非課税等:0円	非課税等:0円

		基準単価×負担率	一般 1:4,600 円
		0~30%	一般 2:37,200 円
報酬単価		社会福法人併設	3 時間未満: 2,950 円~
		2 時間未満:2,500 円	3 時間以上: 6,040 円~
		1 時間ごとに 500 円増	※医療的ケア児及び重症
		その他事業所	心身障害児の報酬区分別
		2 時間未満:3,500 円	途あり
		1 時間ごとに 700 円増	
加算		早朝加算 500円/回	専門員加配加算等
		送迎加算 500円/回	看護職員加配加算
		重症心身障がい者等事業	家庭連携加算
		所体制加算 1,000円/回	医療連携体制加算
		ッ 医療加算	欠席時対応加算
		1,000 円/回	個別サポート加算
		長期休暇加算	送迎加算
		1,000 円/回	
人員配置	運営委員会制	・原則2名以上	・10人対して2人以上
	社会福祉協議会を事務職	(管理責任者を兼ねるこ	(児童指導員・保育士・障
	として関係機関、ボラン	とができる)	害サービス経験者)
	ティア、保護者で構成	・管理責任者	·児童発達支援管理責任者
			1人以上
			・管理者
受け入れ数	15~20 名程度	1事業所につき	1事業所につき
		5~10 名程度	
対象者数	311 人	3,329 人	311 人
		(内障がい児 303 人)	
		重症心身障がい者を除く	
		(者32人・児8人)	
利用者数		100 人(内障害児 59 人)	87 人

※日中一時および放課後等デーサービス併用 49人

※一般的な日中一時支援事業は、障がい者および障がい児を対象としており、原則集団の中での 支援が可能な者とし、保護者のレスパイトや余暇活動の支援を行っている。

放課後等デーサービス事業については、学校に通う障がい児を対象とし、生活能力の向上や社 会との交流の促進の支援を行っている。

長期休暇時の障がい児の居場所づくりとして、障がい福祉サービス(放課後等デーサービス)を 基本とし、足りない日数を地域生活支援事業(日中一時支援事業)で補う形でサービスの支給決 定を行い、保護者の負担軽減を図ることとした。